

平成20年3月定例会一般質問

<質問全文>

昨日の公明党秋山議員の代表質問に続きまして、市政全般にわたって質問いたします。

昨年9月の定例会で初めてこの場所に立ち、まちづくりに懸命に取り組んでいる方々に心からエールを送りたいという思いから、幾つか提案をさせていただきました。

その中のまちづくりの事例発表が、先般、成功裏に開催されたことを伺いました。地道な取り組みですが、自分たちのまちは自分たちでと取り組んでおられる方々に、大きな励みになったものと確信しているところであります。まちづくりは人づくりであると、改めて感じております。

「地域から甲府を元気に」を目指し、さまざまな課題に直面しながらも、地域で懸命に頑張っている生活者の声の中にこそ政策の芽があるとの信条で、今後もさまざまな角度から地域につながる、生活につながる提案を行っていくことを決意しつつ、以下質問に入らせていただきます。

最初に、**若年者の就業対策**についてお伺いします。

先般の新聞報道等によれば、このところ堅調に推移してきた本県の有効求人倍率が1倍を切ったとのことであり、加えて大手建設会社の経営破綻の影響が懸念されるなど、雇用情勢に再び暗い陰が忍び寄っています。

一方で、少子高齢化の中、団塊世代が大量退職する時代を迎え、労働力人口の急激な減少が危惧されており、国の推計によると、特別の対策を講じなければ、2010年から2030年の間に労働力人口は、国全体でおよそ1,050万人減少するとされています。これは、最高水準であった2005年に対し、実におよそ20%の減という、背筋が寒くなるような数字です。このままの状態推移していくなれば、我が国経済の活力が衰退するばかりでなく、医療や福祉、年金といった経費がますます増大する社会保障制度の維持も困難となるなど、さまざまな面で多くの課題を生み出しています。

このため、我が公明党は、国において求人の際の年齢制限の撤廃をはじめとする中高年の雇用対策の充実、契約社員の正規雇用化の促進、また若者の就労を支援するジョブカフェ制度の創設など、労働力確保に懸命に取り組む、実現してまいりました。

私は、これからの社会を担っていく若い世代の就業対策、特に現在深刻化しているニートやフリーターといった、定職につかない、あるいはすぐ離職してしまう若者の増加に対して、早期からきちんとした職業観を身につけさせるなど、市としても何らかの対策が必要ではないかと考えます。そこで、こうした若年者の就業対策についてどのように考えているのか、見解をお示してください。

次に、**有害鳥獣対策**についてであります。

近年、全国的に中山間地域を中心に、イノシシやシカ、カラスなど野性動物による農作

物や樹木の被害が深刻化し、特に過疎地域では、捕獲などの技術を持った人材が年々少なくなり、収穫前の農作物が毎年壊滅的な被害を受け、離農が相次ぐことにより、集落崩壊の危機に直面している地域さえあるとされています。

こうした被害の背景には、森林伐採や開発等で生息場所を追われた動物たちが、えさを求めて次第にふもとに下り畑を荒らすという、いわば本能的な行動があり、最近では、本市においても、市街地への出没が確認されています。この点において、被害防止策のみでなく、野性動物と人間とのバランスのとれた共生関係の構築の必要性も指摘されているところ です。

このような状況の中、昨年12月に鳥獣被害の対応に苦慮している市町村が、迅速に防止策に取り組めるようにするため、鳥獣による農村水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定されました。同法では、国の定める基本指針に即して被害防止計画を策定した市町村に対して、都道府県知事の鳥獣捕獲権限を委譲できるようにし、必要な財政支援を行う一方、野性動物の生息環境の整備保全のための施策の推進も規定されています。

鳥獣被害防止による国民生活の保護と鳥獣保護との適切なバランス確保という非常に難しい課題ですが、受忍限度を超える甚大な被害が恒常化している場合には、同法に定める被害防止計画の策定を検討する必要があると考えます。そこで、本市におけるこれまでの鳥獣被害の状況と対応及び今後の取り組みについて、当局の考えをお伺いします。

次に、**廃棄物対策**についてお伺いします。

大量生産、大量消費の社会から資源循環型社会への転換は、世界的な課題であります。国においては、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、容器包装リサイクル法や各種リサイクル法を制定し、国を挙げて資源循環型社会構築に向け取り組みを進めています。

基本法では、廃棄物処理の順位として、まず廃棄物の発生そのものを抑制すること（リデュース）、次に、使えるものはそのまま再使用する（リユース）、三番目に再生利用（リサイクル）、といういわゆる3Rを優先的に定め、それでも残る廃棄物については、適正に最終処分することが定められています。

その上で、国や地方公共団体の責務のみならず、国民や事業者について、いわゆる廃棄物の排出者責任を規定し、それぞれの役割分担のもと、国全体で取り組んでいくことが定められています。循環型社会の実現のためには、市民意識のさらなる高揚を図り、いかにして3Rの具体的実践に結びつけていくかが、かぎであります。

現在、ごみ減量に向けた一人ひとりの実践方法については、市のホームページ等に紹介され、最近では、買物時のマイバッグ持参が次第にポピュラーになり、ごみの発生抑制に関する意識も高まりつつあると感じます。こうしたことに加え、私は、リサイクルの一層の促進がますます重要であり、そのためにはリサイクルを身近な問題、自分自身の問題としてとらえる意識を、地域全体で高めることが重要と考えます。

現在、自治会が回収した有価物については、指定業者が買い上げ、また回収量に応じて市から報奨金がそれぞれの自治会に交付されているところであり、回収量の増減は自治会の財政に大きな影響を与えるものであります。言ってみれば、分別回収された有価物は、地域にとっての大きな財産であり、こうした意識が高まれば、より一層のリサイクルの推進が期待できると考えます。

先進市の中には、地域で回収した有価物、資源物を地域の所有物として、その持ち去りを禁止する条例を制定し、地域住民の意識の高揚を図っている例が幾つかあります。そこで、本市においても、分別やりサイクル意識のより一層の高揚を図るため、同様の取り組みを検討すべきと考えますが、当局の見解をお示しください。

廃棄物対策の二番目として、**一般廃棄物の最終処分**についてお伺いします。

3Rによってもなお残る廃棄物については、適正に最終処分することが求められており、可燃ごみについては焼却処理後の焼却灰、不燃ごみについては破碎不燃物が、その対象となっています。廃棄物は自県内での処理が求められるものの、県内には処分場がほとんどないため、県外の処分場に頼らざるを得ないのが現状であり、その処理コストもかなりのものと伺っております。

本市では、焼却灰は、平成15年からは西高橋町、蓬沢町に設置されている処分場で埋め立て処分を行っており、埋め立て可能容量に余裕があるため、先般、地元の御協力のもと埋め立て期間の延長を行ったところであります。

3Rの一層の推進により、焼却灰の処分量の減少も予想されるようですが、直ちにゼロになるとは考えにくいところです。そこで、焼却灰の処分量の今後の見通し及び延長期限満了後の処分方針について見解をお示しください。

また、破碎不燃物については、現在、県外の民間最終処分場での埋め立て処分を行っており、処分量についてはほぼ横ばいと伺っていますが、燃料費等の高騰により、処理コストの高騰が懸念されます。そこで、処理コストの削減のため、何らかの対策が必要と考えますが、当局の見解をお伺いします。

次に、**いじめに関する相談体制**についてお尋ねします。

次代を担う子供たちが、明るく、健やかに成長することは、我々すべての大人の願いです。しかしながら、近年、いじめが大きな社会問題として取り上げられ、インターネットの掲示板を利用した誹謗、中傷など、その内容も次第に陰湿なものとなっており、耐えきれずにみずから命を絶つケースも後を絶たない状況にあります。もとよりいじめは、いじめめる側が絶対的に悪であり、許しがたい行為であることは論を待たないところですが、いじめを発見し、その原因者を特定することはしばしば困難が伴うものです。

いじめを受けている子供からの相談により初めて事態を把握したといったケースや、中にはだれにも相談できずに一人で抱え込んでしまうケースもあると聞いています。この点

にいじめ問題の難しさがあります。そのため、子供たちから発信されるどんな小さなサインをも見落とさないことが重要であり、また、気軽に何でも相談でき、問題の解決ができるような体制づくりが求められます。

国においては、一昨年11月に、子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議を設置し、いじめ、暴力行為等問題行動の実態把握のあり方や効果的な取り組みについて検討を開始し、昨年2月いじめ等の悩みの相談に対応すべく、全国統一の24時間いじめ相談ダイヤルを開設しました。

また、私も公明党が会派全員で、先月視察をさせていただいた熊本県宇城市では、隣接県でのいじめを原因とする悲惨な事件を受け、昨年1月、「宇城市子どもあんしんコール」を開設し、いじめや不登校に悩む児童・生徒や保護者からの相談にあたっています。この取り組みの特筆すべき点は、IT次代にかんがみ、固定電話ではなくメール機能を持つ携帯電話を設置し、メールによる相談にも対応している点です。相談にあたるスタッフは、定期的に打ち合わせ会を開き、事案に対する共通認識を持つとともに、対応について議論することにより、独善的な判断に陥らないよう心がけ、また、学校、その他の関係機関と常に連携を密にし、問題のスムーズな解決を図っており、成果が上がりつつあります。

子供たちのことを考えれば、相談のチャンネルは多い方がベターであり、宇城市でも県や法務局、警察などに相談機関が設置されている中、独自の相談窓口を設置しており、いじめ問題の根絶にかける市の強い決意が感じられ、大いに触発を受けました。そこで、いじめ問題の難しさにかんがみ、被害者の立場に立った相談対応の充実のため、本市においてもメールを利用した相談対応をも考慮に入れた体制の整備が必要であると考えますが、当局の御所見をお伺いします。

最後に、**総合計画の進行管理**についてお伺いします。

市政運営の指針となる第五次甲府市総合計画の実施計画は、3か年ローリング方式により毎年度見直すこととなっております。実施計画では、体系的に示された諸施策のもと、それぞれの事務事業が定められ、事業評価制度により毎年度外部評価も入れながら、事業の進行管理を行っています。また、計画担当部署と財政担当部署を一つの部門にまとめることにより、PDCAのマネジメントサイクルの実効性を担保しています。

その流れを見る限り、厳しく事業の成果を検証し、その評価をフィードバックすることにより、また、時には事業の取捨選択を行うなど適切な事業の進行管理を行っているといえ、その結果、計画全体の適切な進行管理が確保されていると一定の評価をするものであります。

私は、今後の課題として顧客満足度、すなわち市民の満足度を図りつつ、どこかの時点で事務事業の一つ上のランクの施策の見直しの検討を視野に入れることが、今後求められると考えています。社会、経済情勢の急激な変化により市民ニーズも変化していくことが今後予想されるところであり、施策の中でも時代にそぐわなくなるものも考えられます。

もちろん、満足度をどのようにしてはかっていくのかの課題がありますが、計画自体を常にアクティブなものとし、計画のより適切な進行管理をする上では、こうした観点からの施策の見直しも今後検討すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

<答弁>

○市長 兵道議員の御質問にお答えをします。

総合計画の進行管理についてであります。

第五次甲府市総合計画は、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものであり、実施計画は基本構想に掲げる都市像と、基本目標の実現に向け、施策の基本的な考え方を明らかにし、具体化していくための主要な事業を示しております。

また、実施計画は、社会情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するため、3か年のローリング方式による見直しを毎年度行っておりまして、総合計画を進行管理し、着実に推進するための役割を担っております。

そのための手法として、事業を効率性や必要性など、新たな視点から見直す事業評価制度を導入し、PDCAのマネジメントサイクルの活用を図りながら、内部評価、外部評価、公共事業評価及び事業評価検討委員会を有効に機能させ、事業効果の検証と見直しを行い、実施計画に反映をしているところであります。

しかしながら、各地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会への転換が求められている現在、市民ニーズを的確にとらえ、市民満足度の高い行政を実現させるためには、現行の事業評価制度を、一步前へ進めた施策を対象とした施策評価制度が必要であると考えております。そのため、昨年度策定した甲府市行政改革大綱（2007～2009）に、行政評価システムの拡充に向けた施策評価制度を位置づけ、調査・研究を行っているところであります。御理解を賜りたいと存じます。

他の御質問につきましては、関係部長等からお答えをさせます。

以上です。

○環境部長 環境部にかかわります2点についてお答えをいたします。

まず、リサイクル意識の高揚と集積所の管理についてであります。

本市では、市民のリサイクル意識の高揚のために、自治会が自主的に取り組む有価物回収と、行政による資源物回収を実施するとともに、ごみへらし隊によりリサイクルについての出前講座を実施しているところであります。

また、すべての自治会長に、リサイクル推進員として、集積所の管理及び排出指導を行っていただいているところでありますが、御指摘の有価物、資源物の持ち去りにつきまし

ては、集積所における状況を確認し、他都市の事例等を参考にしながら取り組みについて検討してまいります。

次に、**焼却灰及び破碎不燃物の処分**についてであります。

現在、本市の焼却灰は、西高橋町と蓬沢町にまたがる甲府市焼却灰処分地へ埋め立て処分をしております。焼却灰の埋め立て量は、ミックスペーパーに代表される減量策の成果によって、計画より少なくなったことから、先ごろ地元の皆様の御理解により、処分地の使用期間を2年間延長できることとなりました。

今後も、埋め立て量の減少傾向はさらに続くものと期待されますが、埋め立て完了後の焼却灰につきましては、現在のところ県内に最終処分地がないことから、全量を県外で処分する見込みであります。

次に、市民などから出された燃えないごみは、できる限り資源を有効利用できるよう、破碎処理によって、鉄、アルミなどに分別し、リサイクルを行っております。分別後に残った破碎不燃物は、全量を県外で処分しております。

今後も、焼却灰や破碎不燃物の処分には、大きな財政負担を伴うことから、安全性、継続性、並びに処理コストなどを総合的に勘案する中で、最終処分計画を定めてまいります。

以上であります。

○産業部長 産業部にかかわります2点についてお答えいたします。

若年者の就業対策についてであります。

国の統計によりますと、学校を卒業してから3年後の離職率は、平成10年度末におきまして、中卒が7割、高卒が5割、大卒が3割と高い離職率を示しております。また、平成19年の完全失業率は、全体が3.9%であったのに対し、15歳から24歳に限りますと、男性が8.3%、女性が7.1%といずれも高い水準となっております。

こうした状況は、若年期に身につけておくべき技能や知識の蓄積を妨げる要因ともなり、将来、我が国の産業や社会を支える人材の育成が十分に図られないなど、深刻な社会問題を招くことが危惧されているところであります。

本市といたしましては、このような若年者の雇用や就業をめぐる諸問題を真摯に受けとめる中で、その対策として、平成20年度より市立中学校や甲府商業高等学校、甲府商科専門学校へのキャリア教育専門講師の派遣をはじめ、商科専門学校の生徒による中心商店街でのインターンシップの実施など、職業観の醸成を図るための施策を積極的に講じることとしております。

いずれにいたしましても、本市の未来を担う青少年が、明確な目標を持ちながら果敢にチャレンジし、活躍できる活力ある持続的な地域社会の構築に向けまして、今後とも効果的な施策の推進に鋭意取り組んでまいり所存であります。

次に、**本市における鳥獣被害の状況とその対応**についてであります。

昨年度の本市における鳥獣による農作物の被害額は、果樹、イモ類を中心に1,000

万円ほどになっており、年々増加する傾向にあります。

その対策といたしまして、現在、電気柵の設置補助をはじめ、捕獲わなの支給、さらには捕獲や駆除への助成など、被害予防のための措置を適宜講じているところであります。こうした中、国においては、鳥獣の生息環境の整備、保全に配慮しつつ、鳥獣被害防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、鳥獣被害防止特別措置法を施行したところであります。

本市といたしましては、この法律に基づき、国が策定する基本方針なども踏まえながら、引き続き関係機関と協議、連携を図る中で、鳥獣被害防止のための効果的な施策に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長 いじめに関する相談体制についてお答えいたします。

近年、児童生徒がいじめを苦に不登校に陥ったり、自殺にまで追い込まれるといった痛ましい事件が発生し、大きな社会問題となっており、学校、家庭、地域においては、子供たちが発するサインを見逃すことなく、早期、適切に対応することが強く求められております。

このため、教育委員会では、いじめ問題等への対応を最優先課題ととらえ、教育研修所内に顧問カウンセラー3名を配置し、電話や来所による相談を受けつけるとともに、福祉部署相談窓口との連携を図り、児童生徒や保護者からの相談に早期、適切に対応する体制を整えております。

また、平成19年度には、文部科学省、問題を抱える子供等の自立支援事業の実施団体として、いじめ問題をテーマに調査研究を行い、いじめ問題を未然防止のための生徒向け学習資料及び不適応状態を早期に発見するための生徒向けアンケートなどを作成し、これらの資料を活用する中で、いじめ問題の未然防止及び早期発見、早期適切な対応に努めているところです。

現在の子供たちを取り巻く環境は、携帯電話やパーソナルコンピュータが急速に普及しており、電子メールでの相談は、児童生徒や保護者が気軽に利用でき、いじめ問題の早期発見に効果的な手段と考えております。

御提言をいただきましたとおり、幅広く情報を収集し、いじめに苦しむ子供たちを救うためにも、今後、市教育研修所教育相談室内への電子メールによる相談窓口の設置について検討してまいります。

以上でございます。